

4 取締役の会社・第三者に対する責任

弁護士 上里 美登利

Q4-1 経営判断の原則

私は、ある会社の代表取締役をしていましたが、新たな事業展開に失敗し、損を出してしまいました。すると、他の取締役から、個人で損を埋めると求められました。私は会社の業務執行として事業展開をしたのに、個人責任を負うのでしょうか。

A4-1

損が出たからといって、直ちに損害賠償義務を負うものではありませんが、経営判断の原則に照らし善管注意義務や忠実義務を尽くしたといえない場合には、会社に対して損害賠償義務を負うことがあります。

解説

法423条1項は、取締役等は、「その任務を怠ったときは」会社に対して損害賠償責任を負う旨規定しており、会社法の下での取締役の責任は、過失責任である。

取締役は、結果として新規事業に失敗したとしても、直ちに責任を問われるものではなく、取締役に、善管注意義務を尽くして職務を執行したかどうかが問われることになる。

すなわち、取締役の経営判断に関しては、概ね、判断の時点の状況に照らし、①判断の前提となった事実の認識に不注意な誤りがなかったか、②その事実に基づく意思決定の過程や内容において通常の実務取締役として著しく不合理な点があったかという点から審査され、このような誤りや不合理性がないという場合には、取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に反しないとされている（「経営判断の原則」東京地判平成5年9月21日金商931号19頁、東京地判平成16年7月28日ジュリ1326号202頁他多数。）。

Q4-2 平取締役の監視義務

私は、30年間勤めた会社の取締役に昇格しました。しかし、当社は、創業者一族が会社の上部を占めており、私のような立場の者が意見を言うのは難しい雰囲気があります。私は、偶然、会社の代表取締役が、その親族の経営する会社に無担保で多額の融資をしていることを知ってしまいました。私はどうすべきなのでしょうか。

A4-2

取締役会や監査役に報告するなどして、監視義務を尽くす必要があります。また、取締役会が開られない場合には、自ら招集を求める必要があります。

解説

取締役は、取締役会を通じて他の取締役の職務執行を監視する義務を負う。そこで、他の取締役の違法行為等を発見した場合は、取締役会や監査役に報告するなどして、違法行為等の是正を図る必要がある。

取締役会に上程された後、取締役会において、慎重な検討を怠り漫然と黙認することは任務懈怠行為となり得る（最判平成12年9月28日金商1105号16頁・原審東京高判平成8年12月11日金商1105号23頁他）。議事録に異議を留めない取締役は、当該決議に賛成したものと推定する規定は残っている（法369条5項）点にも留意が必要である。

定款や取締役会によって、取締役会の招集権者が定められている場合（法366条1項但書）は、招集権者に対して、取締役会の招集を求めることができる（法366条2項）。そして、その招集請求をした日から5日以内に、請求があった日から2週間以内を開催日とする取締役会の招集通知が発せられない場合は、招集請求をした取締役自ら、取締役会を招集することができる（法366条3項）。このように、他の取締役の業務執行に関する問題を知った取締役は、自ら取締役会を招集する手段を講じることが可能であり、取締役会を招集して、問題の解決に努める必要がある。

Q4-3 社外取締役の責任限定

私は、知人から、知人が営む会社の社外取締役に就任してほしいと頼られました。しかし、私が取締役の業務に割ける時間にも限界がありますので、普通の取締役と同じような責任を会社に対して負うことは無理です。社外取締役ということで責任を軽くすることはできるのでしょうか。

A4-3

社外取締役等は、会社との間で定款の定めに基づき責任限定契約を締結することにより、会社に対する任務懈怠による損害賠償責任の範囲を限定することができます。

解説

取締役等の会社に対する任務懈怠による損害賠償責任（法423条1項）は、原則として総株主の同意がなけ

れば免除することができない（法424条）。そして、職務執行につき善意でかつ重過失がない場合には、株主総会の決議（法425条）か、監査役設置会社であって取締役が2人以上ある場合か、又は委員会設置会社では、定款授權に基づく取締役会決議等によって、賠償責任を負う額から、年間報酬額等に一定の数乗じるなどして算出した「最低責任限度額」（法425条1項・規則113条）を控除して得た額を限度として免除をすることができるに留まる（法425条、法426条）。

他方、社外取締役等については、上記方法に限らず、定款で定めることにより（法427条1項）、会社に対する任務懈怠による損害賠償責任（法423条1項）の範囲につき、善意でかつ重過失がない場合には、予め定款で定めた額の範囲内か、「最低責任限度額」（法425条1項・規則113条）のうちいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結することができる。これにより、社外取締役等が法423条1項に基づく責任の範囲を制限することが可能である。

Q4-4 取締役の第三者に対する責任

私は、最近、知人に頼まれて、知人が経営する小規模な会社の取締役になりました。その会社は、一応取締役会設置会社ですが、実際には取締役会が開かれることはなく、私は名前だけの取締役でした。実は、その会社は詐欺的な商法で物を売りつけていたようで、ある日、突然、私に対して損害賠償請求するという通知が来ました。私は、責任を負うのでしょうか。

A4-4

いわゆる名目的取締役として責任を負わない可能性もありますが、他の取締役らに対する監視義務を怠ったとして責任を負う可能性も十分にあります。

解説

法429条1項は、①役員等が悪意・重過失により会社に対する任務を懈怠し、②任務懈怠によって、第三者に損害が発生した場合に、第三者に対して損害賠償責任を負うと定める。

最高裁昭和48年5月22日判決（民集27巻5号655頁）は、「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有す

るものと解すべきである。」と述べ、平取締役の責任を認めた原判決を認め、上告を棄却した。

その後の下級審裁判例では、名目的取締役の責任を否定するものも多い（拙稿・御池ライブラリー 2010年4月号8頁参照）。もっとも、取締役は取締役会を通じて他の取締役の監視義務を負っているものであり、設問の事例のように、取締役会が開られない状態を漫然と放置していたというのでは、任務懈怠責任を負う可能性はあるだろう。